

富山市地域包括支援センター運営事業委託法人の公募に係る提案書の募集について
次のとおり、公募を実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和4年8月5日

富山市長 藤井 裕久

1 業務概要

(1) 業務名

富山市地域包括支援センター運営事業委託

(2) 業務内容

別紙「富山市地域包括支援センター運営事業委託仕様書」参照

(3) 発注課

福祉保健部長寿福祉課

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結するものとします。

※ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

(5) 委託料

履行期間中の委託料は、毎年3月の富山市議会定例会の議決に基づく当該事業の予算の範囲で高齢者人口等により変動するため、未定です。

参考までに、令和4年度の委託料は別紙のとおりです。

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

地方自治法施行令（抜粋）
（一般競争入札の参加者の資格）
第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 本件公募の同一の担当圏域に参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。
- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員に現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- （ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- （iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- （iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

次の条件のすべてを満たすこと。

ア 応募資格

包括的支援事業を適切、公正、中立かつ安定的に実施することができる法人（医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された一般社団法人もしくは一般財団法人又はNPO法人その他市町村が適当と認めるもの）で、次の要件を満たす法人とします。

- ① 富山市内に事業所等を有していること

- ② 応募する圏域内にセンターを設置できること。
- ③ この公募に応募しようとする日から過去1年以内に、本市の地域包括支援センターの委託契約を解除した者でないこと。
- ④ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当しない者であること。

イ 人員の配置について

次の職員を配置できる法人であること。

地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、保健師その他これに準ずる者（※1）、社会福祉士その他これに準ずる者（※2）、主任介護支援専門員その他これに準ずる者（※3）とする。（富山市地域包括支援センターの人員に関する基準等を定める条例）また、センター職員の中から管理責任者を定めること。

地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満ごとに置くべきその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人とする。また、第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超えておおむね2,000人まで増加するごとにいずれか1人を加えた員数とします。

（富山市地域包括支援センターの人員に関する基準等を定める条例施行規則）

- ※1…地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
- ※2…福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- ※3…「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

高齢者人口 (概数)	配置人数 (担当する地区における第1号被保険者数を基準とする)
～5,999人	3職種各1人 計3人 (常勤)
6,000～7,999人	3職種各1人以上 計4人 (常勤)
8,000～9,999人	3職種各1人以上 計5人 (常勤)

ウ 設備について

- ① 相談等に必要な適切なスペースを確保できること。
- ② 建物入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物、設備であること。

エ 事業の実施について

- ① センター職員に対し、緊急時に対応できるよう連絡がとれる体制を整備すること。
- ② 令和5年4月1日から委託事業の実施が可能なこと。

オ 引継ぎについて

現在、センターを運営していない法人が新規受託する場合、また、現在センターを運営している法人が担当圏域外の新たな圏域を受託する場合は、令和5年4月からの運営業務を支障なく開始できるよう、令和5年3月までに業務内容を引継ぐこと。

また、令和11年4月以降の運営法人が変更になる場合は、次の運営法人が令和11年4月からの運営業務を支障なく開始できるよう、業務内容を引継ぎできること。

※留意事項

応募に当たっては、「地域包括支援センター運営マニュアル（令和4年4月）」（一般財団法人 長寿社会開発センター発行 <http://www.nenrin.or.jp/index.html>）を熟読すること。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料について

ア 交付期間

令和4年8月5日（金）から令和4年9月5日（月）

イ 交付場所及び方法

富山市ホームページに掲載（下記ページでダウンロードできます。）

https://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/chojufukushika/houkatu-koubo-iin_04.html

(2) 参加表明書について

ア 受付期間

令和4年8月5日（金）から令和4年9月5日（月）まで

イ 受付場所及び方法

福祉保健部長寿福祉課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

ウ 添付書類

「資本関係・人的関係に関する調書」を添付すること。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について
令和4年9月9日（金）までに郵送により通知する。

(4) 質問票について
指定した期間内に、「質問票」をFAXまたはメールにて提出すること。
※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。
※「質問票」は下記ページでダウンロードできます。

https://www.city.toyama.toyama.jp/fukushihokenbu/chojufukushika/houkoku-koubo-iin_04.html

ア 受付期間

令和4年8月5日（金）から 令和4年9月16日（金）午後5時まで

イ 受付場所

参加表明書に同じ

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、FAXまたはメールで行います。また、質問者の法人名を伏せたい富山市ホームページで公表します。

(5) 提案書について

ア 受付期間

令和4年9月 9日（金）午前9時から

令和4年9月26日（月）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

福祉保健部長寿福祉課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は令和4年9月26日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

提案書 10部

エ 提案書の内容

提案書の内容は下記1～12の書類とし、A4版縦型フラットファイルに左閉じにして、番号順（1～12）にインデックスを付けてください。

※提案書における活動実績や取組み等に関する設問の回答については、実績数値を用いる等、具体的に記入してください。

番号	書類	備考
1	定款	写し可
2	法人の概要	様式1
3	法人の実績	様式2
4	地域包括支援センター職員配置計画書	様式3-1~2
5	地域包括支援センター職員履歴書(管理者用、管理者以外)	様式4-1~2
6	地域包括支援センター設置および運営に関する基本方針	様式5-1~6
7	地域包括支援センター設置予定内容(位置図・設置形態・平面図・現況の写真)	様式6-1~4
8	事業報告書及び収支決算書(直近3年分)	写し可
9	開設時間外の緊急時窓口(連絡先)についてのパンフレットやホームページのハードコピー	整備されている場合、写しを提出
10	個人情報保護マニュアルや、個人情報持出時の漏洩対策について記した書類	
11	災害発生時の業務継続計画書(BCP)	
12	感染症発生時の対応指針	

※留意事項

- ・提案書には法人名を記載しないこと。
- ・文字は11ポイントとし、各様式は複数ページになるように変更することはできません。

(6) 一次審査について

参加希望者が1つの圏域につき5者以上の場合は、提案書をもとに一次審査を実施します。ヒアリングには一次審査通過者が参加します。一次審査及び選定の評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

(7) ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選定委員によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和4年10月下旬(予定)

※時間及び場所は別途通知します。

イ 実施方法

15分以内(プレゼンテーション10分、質疑回答5分)

ウ 留意点

プレゼンテーションの際は、自らの法人名称を明らかにしないこと。

(8) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選定委員が提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

イ 最低選定基準点
合計280点のうち168点

ウ 結果通知

選定委員の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたい富山市ホームページで公表します。

4 選定委員

富山市地域包括支援センター運営協議会委員のうち、公募の参加者と利害関係のない委員が選定します。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤ 実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥ その他選定委員が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づき指名停止措置を行うことがあります。
- (4) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

7 担当部署等

富山市福祉保健部長寿福祉課

【所在地】 富山県富山市新桜町7番38号 富山市役所東館3階

【電話番号】 076-443-2150

【FAX番号】 076-443-2180

【Eメール】 tyojuufukusi-01@city.toyama.lg.jp